

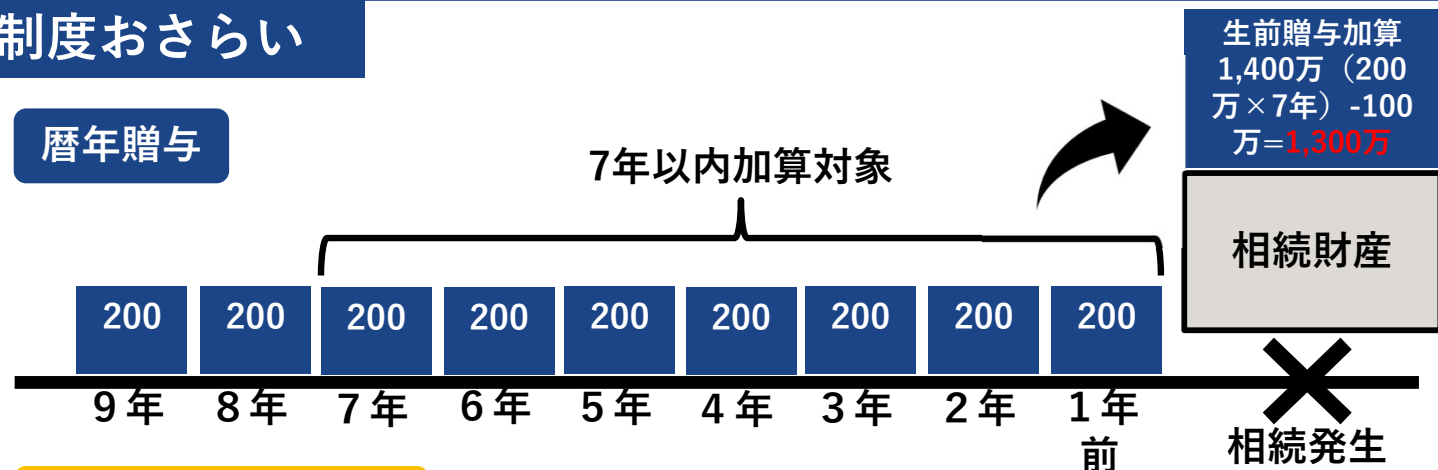
相続時精算課税贈与 利用者が6割増に

国税庁より令和6年分の確定申告状況が公表されました。公表によると生前贈与のうち、**相続時精算課税制度の利用者**が前年より**59.2%増加**したようです。暦年贈与の加算期間が令和6年より7年に伸長された救済措置として相続時精算課税制度に110万の基礎控除が新設されましたが、今後は暦年贈与に代わって相続時精算課税制度による贈与が当たり前になっていくのかもしれないですね。



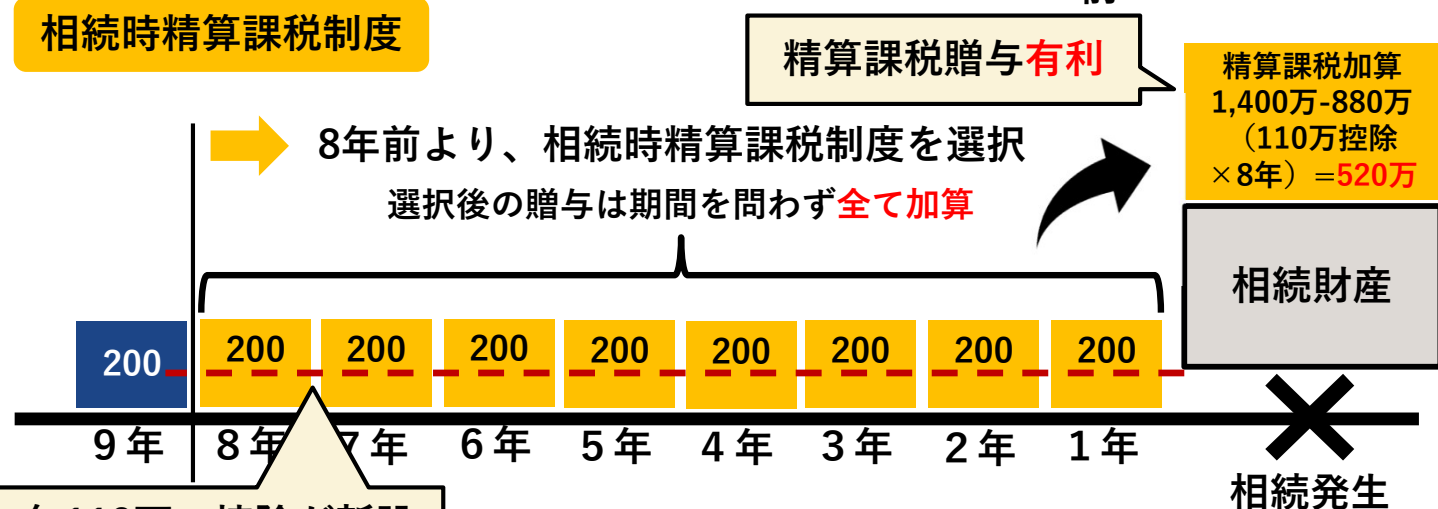
制度おさらい

暦年贈与



相続時精算課税制度

精算課税贈与**有利**



年110万の控除が新設
(R6改正)

上記贈与の期間有利不利分岐点は、以下算式の年数が目安
・毎年贈与したい額(A)×7年-100万÷(A-110万)

暦年贈与の**7年加算対象者**は原則、「**相続税申告書に名前が載ってくる方**」となります。通常は法定相続人であるため、孫や子の嫁、婿に対する贈与は通常の暦年贈与で差し支えないと思われます。但し、孫などを**養子としている場合**や**生命保険金の受取人としている場合**、「相続税申告書に名前が載ってくる方」に該当するため、**7年加算の対象者**になると考えられます。ご注意ください。



9月に入っても暑い日が続いており、いかがお過ごしでしょうか。私は先日、先延ばしていた万博に初めて行きました。ただ当日は入場から長蛇の列で入場できたのは予約時間の1時間半後。また、パビリオンは事前予約が全て取れず当日予約も不可。唯一なんとか入れたフードコートですっとお酒を飲んで過ごす万博となりました笑 ただ、大屋根リングは本当に良かったです！結局パビリオンには入れませんでした。いい思い出になった気がします、。